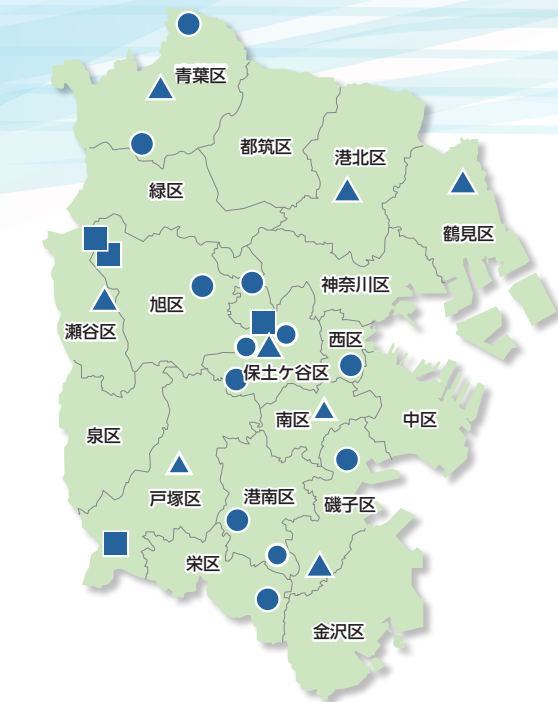


## ● 停電時に備えての取り組み

水道水をつくり、蛇口にお届けするには、電気が必要不可欠です。水道局では停電に備え、浄水施設やポンプ場などに2系統から受電できる設備が設置されています。しかし、大規模災害時には、2系統とも停電することも想定されます。そこで、停電時にも浄水施設・ポンプなどの運転を継続させるために、非常用発電設備を設置しています。また、庁舎などにおいても、各種業務継続のために、非常用自家発電設備を設置しています。

## 非常用発電設備の整備状況

	令和6年3月現在
取水施設・浄水場など	8か所 (■) (内4か所は市外)
ポンプ場	12か所 (●)
庁舎	8か所 (▲)
計	28か所



( )内の記号は上の地図の凡例

## COLUMN コラム

## 燃料や資機材などの確保に向けた取り組み

浄水場・ポンプ場・庁舎などの非常用発電設備の稼働や給水車・復旧工事車両の使用には、燃料が必要です。また、被災した水道施設を早期に復旧するためには、修繕材料等を迅速に入手する必要があります。

東日本大震災では、ガソリンスタンドで給油を待つ長い車列ができたため、水道局の車両や浄水場などで使用する燃料の確保が困難でした。

そこで、水道局では、災害時の燃料や復旧資機材等確保のため、企業との燃料油の備蓄・供給に関する協定や他都市との修繕材料供給に関する協定、他局との協力関係、また、供給協力に関する登録制度としての「横浜水道 安全・安心 パートナー」を構築しています。

### ■ 燃料取扱事業者との協力関係

市内外の民間燃料取扱事業者にご協力いただき、燃料供給に関する登録制度として平成25年4月から「横浜水道 安全・安心 パートナー(燃料供給)」を構築しました。

令和5年9月末現在で、34者、67スタンドで災害時に水道局車両・施設への給油ができるよう協力体制を整えています。



協力店のマーク

### ■ 災害時等に備えた燃料油の備蓄及び供給に関する協定の締結

浄水場を3日間運転するために、現在の場内の備蓄では不足する分の燃料について、保管料を支払うことで確実に備蓄し、発災時にはローリー車で運搬、給油を受けるようにする燃料油備蓄協定を平成30年3月に民間事業者と締結しました。

### ■ 横浜市消防局との協力関係

災害時において他都市から横浜市へ応援に来た給水車に対し、消防局自家用給油取扱所において、消防局の災害対応や運用に支障がない範囲で軽油の供給を受けることができる取り決めを平成31年3月に交わしました。

### ■ 修繕材料供給事業者との協力関係

災害などの緊急時に水道施設などの復旧を迅速に行うため、水道局独自での修理材料の備蓄を行うとともに、他都市との協定による材料供給の応援体制を整備しています。しかし、被害が甚大となった場合には、修理材料の不足が予想されます。

そこで、民間事業者にご協力いただき、非常時の修繕材料供給に関する登録制度として平成26年2月から「横浜水道 安全・安心 パートナー(材料供給)」を構築しました。

令和5年10月末時点で、42者の事業者にご登録いただいています。



▲水道局で備蓄している水道管

### ■ 薬品(アルカリ剤) 供給事業者との協力関係

火山噴火時においても継続して浄水処理を行うため、令和元年12月に「横浜水道 安全・安心 パートナー(薬品供給)」を構築し、災害等発生時に必要となる薬品(アルカリ剤)の供給について民間事業者との協力体制を整えています。